（保健表示室）

第八条　［略］

2　保健表示室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　健康増進法第四十三条第一項に規定する特別用途表示及び同法第六十五条第一項に規定する表示に関すること（食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

3　［略］

第九条・第十条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和二年四月一日から施行する。

（調整規定）

2　この府令及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第四号）第二条の規定により改正される消費者庁組織規則の規定は、この府令によってまず改正され、次いで健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令によって改正されるものとする。

（保健表示室）

第七条　［同上］

2　保健表示室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　健康増進法第二十六条第一項に規定する特別用途表示及び同法第三十一条第一項に規定する表示に関すること（食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

3　［同上］

第八条・第九条　［同上］

省　令

○法務省令第九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
［第一款・第二款　略］	［第一款・第二款　同上］
第三款　刑事局（第八条・第八条の二）	第三款　刑事局（第八条）
［第四款～第七款　略］	［第四款～第七款　同上］
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
附則	附則
（企画官）	［条を加える。］
第八条の二　公安課に、企画官一人を置く。	
2　企画官は、命を受けて、公安課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。	